

居宅介護支援重要事項説明書

事業者 第四善隣館居宅介護支援事業所

当事業所は、ご利用者様に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことなどを説明します。

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

担 当 者	介護支援専門員 真田 順子 ・ 介護支援専門員 松原 緑恵 介護支援専門員 縄野 睦美 ・ 介護支援専門員 不破 由起子
電 話	076-241-3316 ・ FAX 076-241-3316
営 業 日	月曜日から金曜日 (土曜日・日曜日・国民の祝祭日・8月15日 及び12月29日から1月3日までは休業)
営 業 時 間	午前9時 から 午後5時 まで

※営業時間以外は、下記の携帯電話連絡先で24時間対応いたします。
なお、運転中等対応できない時には、折り返しいたします。

080-5879-5035

2 当事業所の概要

事 業 所 名	第四善隣館居宅介護支援事業所
所 在 地	〒921-8034 金沢市泉野町1丁目1番25号
事 業 所 の 指 定 番 号	介護保険事業所指定番号 1770100178
通常の仕事の 実施地域	金沢市

3 当事業所の法人概要

名 称	社会福祉法人 第四善隣館
所 在 地	〒921-8034 金沢市泉野町1丁目1番25号
法 人 種 別	社会福祉法人
代 表 者	理事長 室山 正英

4 当事業所の従業員

	員 数	業 務 内 容	勤 務 体 制
管 理 者	1 名	事業所の従業者及び業務の管理	常 勤
介護支援専門員	4 名	居宅サービス計画の作成	常勤3名 非常勤1名

5 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	<p>当事業所が行う居宅介護支援事業が適正に行われるよう運営規定を定め、当事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者などに、適正な居宅サービス計画などを提供することを目的とします。</p>
運営の方針	<p>ご利用様が要介護状態などとなった場合においても、可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行います。</p> <p>ご利用様の心身状況やその置かれている環境などに応じ、ご利用者様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供を受けられるよう配慮し務めるものとします。</p> <p>ご利用様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立ち、ご利用者様に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することの無いよう公正、中立に行うものとする。又、ご利用者様は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介する様、求める事が出来ます。</p>

6 提供するサービスの内容

居宅サービス 計画作成前	①居宅介護支援 利用者申込みの受付	
	②専門員の訪問、課題分析	
居宅サービス 計画作成時	③居宅サービス計画の作成 原案作成と支給限度額確認 ・ご利用者様負担額計算など	
	④サービス担当者会議による調整	⑤居宅介護支援事業所によるサービスの調整
	⑥サービス利用票・サービス提供票の作成	⑦ご利用者様への説明と文章による同意の確認・契約
サービス提供 の継続	⑧計画期間中の実施状況把握と連絡調整	
サービス提供後 (毎月)	⑨給付管理票の作成と提出	

7 プライバシー（個人情報）の保護について

当指定事業所がサービスを提供する際に、ご利用者様やご家族様に関して、当指定事業所が知り得た情報については、他に漏れないように細心の注意を払います。また、ご利用者様の情報を、サービス担当者会議などのご利用者様へのサービス提供のために関係者と共有する必要がある時は、予めご利用者様に説明し、同意書に署名または捺印を頂きます。

8 居宅介護支援事業のサービスと利用料

サービス内容及び利用料については下記のとおりです。ご不明な点をご相談下さい。

(1 単位：10 円)

居宅介護支援利用料詳細		
1	居宅介護支援費（要介護 1～2）	1,086 単位／1 月
2	居宅介護支援費（要介護 3～5）	1,411 単位／1 月
3	初回加算	300 単位／1 月
4	入院時情報連携加算 I	250 単位／1 月
5	入院時情報連携加算 II	200 単位／1 月
6	退院・退所加算（1）イ	450 単位／1 月
7	退院・退所加算（1）ロ	600 単位／1 月
8	退院・退所加算（2）イ	600 単位／1 月
9	退院・退所加算（2）ロ	750 単位／1 月
10	退院・退所加算（3）	900 単位／1 月
11	緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位／1 回
12	ターミナルケアマネジメント加算	400 単位／1 月
13	通院時情報連携加算	50 単位／1 月
14	特定事業所加算（I）	519 単位／1 月
15	特定事業所加算（II）	421 単位／1 月
16	特定事業所加算（III）	323 単位／1 月
17	特定事業所加算（A）	114 単位／1 月
18	特定事業所医療介護連携加算	125 単位／1 月

《 利用料 》

厚生労働大臣の定める基準額です。

※ご利用者様が介護保険を使える場合は、上記の利用料は直接介護保険から指定事業所に給付されますので、ご利用者様のご負担はありません。

※ただし、ご利用者様に保険料の滞納がある場合は、ご利用者様より全額料金を頂き、後日、当指定事業所が発行する証明書を市役所窓口に提出しますと払い戻しとなります。

※料金の支払時期及び支払方法については、ご相談下さい。

※滞納期間によっては、全額ご利用者様のご負担となる場合もありますのでご注意下さい。

9 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員については、いつでも変更できますのでお気軽にご相談下さい。

10 解 約

- ① ご利用者様は、文書で通知することにより、いつでもこの契約書を解約することができます。ただし、緊急の入院など、止むを得ない場合はこの限りではありません。
- ② 当指定事業所は、事業の廃止など止むを得ない事情がある場合、ご利用者様に対して契約終了日の1ヶ月前までに、理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解除させて頂くことがあります。

この場合、当指定事業所は他の指定居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、ご利用者様が続けて滞りなく、介護保険を利用してサービスを受けることが出来るよう手配します。

11 契約の終了

次の場合は、自動的に契約は終了します。

- ① ご利用者様が、介護保険施設や医療施設に入所または入院された場合
介護保険施設への入所にあたっては、必要な支援を行います。
- ② ご利用者様の要介護認定区分が、自立と判定された場合
自立と判定された場合も、地域の保険福祉サービスの情報提供など必要な支援を行います。
- ③ ご利用者様が、当指定事業所の営業が出来ないほど遠くへ移転された場合
- ④ ご利用者様が、お亡くなりになった場合

12 緊急時の対応

介護支援専門員が、居宅介護支援を実施中に、ご利用者様の病状が急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

13 虐待の防止について

当事業所は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 真田 順子
虐待防止に関する担当者	リーダー 松原 緑恵

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立しています。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成しています。

14 業務継続計画について

- ① 感染症や自然災害の発生時において、ご利用者様に対する通所介護の提供を継続的に実施し、早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③ 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて当該計画の変更を行います。

15 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行っています。

16 身体拘束の適正化について

当指定事業所は、サービスの提供にあたっては、ご利用者様またはご利用者様のご家族様等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

17 事故発生時の対応について

居宅介護支援の提供による事故が発生した場合は、速やかに管理者及びご利用者様のご家族様などに連絡するとともに、必要に応じて保険者へ連絡します。

18 損害賠償について

ご利用者様に対して、当指定事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、当指定事業所は、ご利用者様に賠償いたします。

（在宅福祉サービス総合補償に加入しています。）

19 相談・苦情窓口について

次のことについて、ご相談や苦情がありましたら、当指定事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

- ① 当指定事業所が提供するサービスについて
- ② 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて

担 当 者	管 理 者	真田 順子
	介護支援専門員	松原 緑恵 ・ 縄野 睦美 不破 由起子
	第三者委員	松本 ひとみ ・ 土屋 順子

※上記当指定事業所窓口以外の、下記窓口でもご相談・苦情などを受付けています。

金沢市福祉健康局介護保険課	金沢市広坂1丁目1番1号 電話番号 076-220-2264
石川県国民健康保険団体連合会	金沢市幸町12番1号 電話番号 076-231-1110 FAX 076-231-1601
石川県福祉サービス運営適正化委員会	金沢市本多町3丁目1番10号 電話番号 076-234-2556 FAX 076-234-2558

20 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

当事業所は、実施しておりません。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

第四善隣館居宅介護支援事業所

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者様 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄) _____